

4 中国産野菜等の残留農薬に係る現地調査結果について

農林水産省と厚生労働省は、平成14年6月9日から6月14日の間、合同で担当者を中国（北京市他3市）に派遣し、同国における輸出向け野菜の生産状況や残留農薬検査の実態把握等を行いました。

その結果がまとまりましたので、御紹介します。

中国産野菜等の残留農薬に係る現地調査結果

1. 日程等

(1) 期間：平成14年6月9日（日）～6月14日（金）

(2) 出張者：

①厚生労働省：食品保健部監視安全課及び検疫所の担当者

②農林水産省：生産局野菜課及び農薬検査所の担当者

(3) 調査先：

①山東省濰坊市 A冷凍野菜輸出企業

②同安丘市 B冷凍野菜輸出企業

③同青島市 青島市農業局、山東省輸出入検査検疫局

④北京市 国家農業部、国家質量監督検驗検疫総局

2. 目的

(1) 輸出向け野菜の生産及び残留農薬検査の実態把握

(2) 農薬の適正使用及び輸出野菜検査の徹底の要請

3. 中国側担当者からの説明

各担当者から、以下の説明があった。

(1) 濰坊市及び安丘市の冷凍野菜輸出企業

①輸出野菜の生産・加工企業は、各省にある輸出入検査検疫局の登録が必要。登録には、自社の生産基地（自社農場または契約農場）、加工工場及び残留農薬の検査施設の保有が必要。

②農場段階での残留農薬の検査は、企業の検査部門が実施し、合格

ならば、加工工場に搬入する。

③農場段階での残留農薬の検査は、国家が定める8つの農薬（BHC、DDT、ジコホール、クロルピリホス、メタミドフォス、DDVP、カルボフラン、パラチオン）について、企業が自ら行うこととなっている。

(2) 農業部局（国家及び青島市）

- ①農業部局は、生産段階における農薬に関する検査・指導を実施。
- ②現在、農業部局は、無公害野菜（農薬の適正使用等により中国国内の残留農薬基準を超えない野菜）等の生産振興を進めているが、輸出先国（日本）の基準に基づく指導は行っていない。
- ③しかしながら、中国輸出入商品検査法は、輸出品が輸出先国の基準に従うことを義務付けており、各企業は遵守するよう努力している。

(3) 輸出検疫当局（国家質量監督検驗検疫総局、山東省輸出入検査検疫局）

- ①野菜の輸出企業は、自社の生産基地、加工工場、検査施設等を整備し、生産から加工までの過程を管理することとなっており、生産、管理、設備等について各省にある輸出入検査検疫局による審査を受け、登録をしなくてはならない。
- ②輸出野菜の残留農薬検査は、農場段階では輸出企業が、輸出前の製品段階での検査は、輸出入検査検疫局が実施する。
- ③各地方の輸出入検査検疫局は、輸出品のすべてのロットを検査。残留農薬等の検査は、輸出先国（日本）の基準に基づき必要な項目について実施。サンプリングは、各加工場段階で行う。
- ④山東省の昨年の輸出野菜（生鮮、冷凍、乾燥、塩蔵等）4万1,200ロットの検査（残留農薬検査を含む）を実施。うち110ロットが不合格であるが、ほとんどは規格違反であった。

4. 申し入れ事項

日本での輸入時検査において、冷凍ほうれんそうのクロルピリホス等について基準値を超える残留が相次いでいることをリスト（中国側製造業者名含む）により、説明し、中国側の輸出前検査のさらなる強化及び農薬使用の適正指導強化を要請した。

これに対して、国家質量監督検驗検疫総局担当官からは、最近の日本での残留農薬違反情報を注視し、検査を厳しくしているところだが、今後ともそのように対応する旨の回答があった。

これに関連して、国家質量監督検驗検疫総局担当官から、

- (1) 日本側で残留農薬違反が発見された場合、在京中国大使館経由のみならず、当局に対しても直接詳細な情報提供が欲しい、
 - (2) 中国側での残留農薬検査において、全項目検査は技術的に困難なため、日本側から重点検査項目について提示されたい、
 - (3) 日本側と同一の残留農薬検査を実施したいため、検査方法を伝授されたい（今後、検査実習等の技術協力もお願いしたい）、
- 旨の申し出があり、それぞれ中国側の輸出前検査の充実に資するものと思慮するので、対応したい旨回答した。

5. その他

以上が、今回出張の内容であるが、先方の説明の裏付けが得られないことから、今後とも実態把握に努めるとともに、必要があれば中国側へ輸出前検査及び農薬使用の適正指導の強化について再度要請したい。